

産振公 第8号
令和4年5月23日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第3項において準用する同法第17条第6項の規定に基づき公示する。

茨城県知事

登録番号	21	登録年月日	平成14年5月31日				
登録検査機関の名称	つくば市谷田部農業協同組合						
代表者氏名	代表理事組合長 中島 俊光						
主たる事務所の所在地	茨城県つくば市谷田部2074番地1						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆						
検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
茨城県	新関 久	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K0813410				
	柳澤 正章	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K0814411				
	大塚 秀明	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K0815412				
	根本 安弘	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K0819413				
	太田 良明	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K0831027				
	<u>埜口 祐</u>	<u>もみ、玄米、小麦、大麦、大豆</u>	<u>K082022002</u>				
備考	<u>登録更新(令和4年5月31日から令和9年5月30日まで)、農産物検査員の追加</u>						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。